

## 保険料率に関する鹿児島支部長及び評議会での意見

### 【平成 31 年度保険料率に関する鹿児島支部長の意見】

支部評議会の意見を踏まえ、平成 31 年度の健康保険料率が前年度の 10.11%から 10.16%へ引き上げになることについては、不本意ではありますが同意いたします。

一方で、法定準備金を超える準備金残高が積み上がっている現状では、「負担の限界である平均保険料率 10%」を超えている当支部の健康保険料率が、さらに 0.05%引き上がることは、支部評議員をはじめ、加入者および事業主の理解を得にくい状況であることは危惧すべきことと思料いたします。

今後の保険料率を議論していく上で、加入者および事業主の理解を得るためには、急速な高齢化の加速や医療の高度化などによる将来的な医療費の高騰を踏まえると、国庫補助率 20%への引き上げや診療報酬の改定、後期高齢者支援金の負担の在り方などを、引き続き国へ訴えていく必要があると考えます。

また、医療費は、地域医療体制や離島などの地理的事情の要因も影響することから、保険者や加入者の努力だけでは解消できない年齢や所得以外の要因も踏まえた保険料率の算出方法の検討も必要と思われれます。

### 【平成 31 年度保険料率に関する鹿児島評議会での意見】

鹿児島支部の保険料率は引き上げとなり、引き上げ幅は 0.05 ポイントと全国でも高いほうであることは、誠に遺憾である。一方、昨今の社会保障費の増加や人口問題などを踏まえると、引き上げはやむを得ないと言わざるを得ない。

当評議会としては、今後の保険料率に関して、以下の 3 点を要望する。

1. 保険料率の決定に際し、準備金の活用を検討すること。法定準備金は、1 か月分と定められているが上限の設定がないため、年々準備金は増加傾向にある。準備金が積み上げられていく中で、保険料率を引き上げることは納得できるものでなく、また、新たな超過分だけ国庫補助が翌年度減額される仕組みには、違和感を覚える。

2. 平均保険料率を引き下げの場合、国庫補助率を減らすことがないよう国に要請すること。平成4年度に保険料率を引き下げた際に、国庫補助率が減らされた経緯があり、現在保険料率を議論する際の足枷となっている。幅広い議論が行えるよう国に強く要請すべきである。
3. 後期高齢者支援金の負担の在り方について、抜本的に見直すよう国に要請すること。後期高齢者医療制度を支えるための被用者保険の負担は、保険料率の上昇やそれによる健康保険組合の解散などに影響を来しており、中長期的に協会けんぽの平均保険料を10%に維持できるかは疑問が残る。現在の仕組みは負担者と受益者のバランスを欠いたものと言わざるを得ず、本来は税金で賄うものとする。

#### 【令和2年度保険料率に関する鹿児島評議会での意見】

※令和元年10月30日開催の評議会より

##### ■（被保険者代表）

鹿児島支部の令和2年度の保険料率について、インセンティブ制度の速報値では、保険料率を減算される方向の見込みとはなっているが、激変緩和措置が終了すると、支部間格差が広がり、鹿児島支部における保険料率が高くなるため、激変緩和措置の延長または、それに代わる方策を講じていただきたい。